

よく眠れない・・・お困りの方はみえませんか？

震災という大きなできごじに加え、避難所などの集団生活が長くなったり、優る場所がかわったりして、なかなか眠れない、食欲がわかない、気持ちが落ち着かない・・・という方も多いと思います。

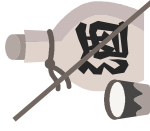
このような変化は、災害体験した人なら、大人でも子どもでも、誰にでもおこる普通の反応です。



ゆっくり眠るために

- 昼間あまり仮眠をとらないようにしたり、眠る時間を一定にしましょう。
- ところの中で気になっていたり、家族や知人に聞いてもらったり、不眠や食欲不振などある場合は、保健師等の巡回相談の時に相談しましょう。

● 眠れないときに、お酒を飲んで寝る人もいますが、お酒はその時は眠れるかもしれませんが、量が多くなると疲れの原因になったり、習慣となる可能性があるのに注意しましょう。



眠れない日が続くと・・・

体がだるい・イライラする・やる気が起きないなどの変化がおこることがあります。

どうしても眠れない・気分が落ち着かない方は、

巡回している保健師や医師に相談しましょう。

その他、健康に関するご相談など、巡回の保健師等に気軽ににご相談ください。

連絡欄

連絡欄
健康に関するご相談など、巡回の保健師等に気軽ににご相談ください。
() で保健師が健康相談を実施していますのでご相談ください。

災害のあとの気持ちの変化

災害に出会うと、人は少なからず強いストレスのために心に変化が訪れます。これは、災害を経験した人なら大人でも子どもでも、誰にでもおこる普通のことです。

災害の前は問題のなかった人間関係も、災害のあとには次のように感じることもあります。

- 自分が相手から大切にされていないと感じてしまう。
- 相手の気遣いもわかるが、かえって負担に感じてしまう。
- 自分がしてあげたいと思うことが、子どもや家族にしてあげられないもどかしさを感じてしまう。



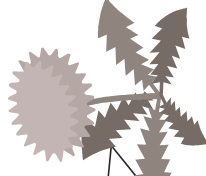
感情を表すことは、決していけないことではありません。

- 自然な感情を押さえ込まず、気持ちを素直に表す方が、こころと体のためには良い影響を与えやすいです。
- ところの中で気になっていることや自分の気持ちを、家族や知人に聞いてもらったり、保健師等の巡回相談の時に相談したりしましょう。

苦痛を強く感じたり、つらすぎると感じたら、自分だけで解決しようとせず、特に次のような場合は、専門家に相談しましょう。

- 緊張感、混乱、むなしさ、疲労感が長い間続くとき。
- 悪夢や、よく眠れない夜が続くとき。
- お酒、タバコ、薬の量が多すぎるとき。
- 仕事に身が入らなくなったり、
- 人間関係がますますなくなるとき。
- 自分の気持ちを打ち明けたい相手がいなるとき。
- 事故をおこし、混乱しているとき。
- 家族や友人がこれらのことによって困っているとき。

保健師やこころのケアチームが巡回しています。ひとりでも悩まず、どんなに小さなことでも、ご相談ください。



災害のあとの気持ちの変化

～子どもの変化～

災害に出会うと、人は少なからず強いストレスのために心に変化が訪れます。これは、災害を経験した人なら大人でも子どもでも、誰にでもおこる普通のことです。

子どもたちも、災害によって傷ついています。

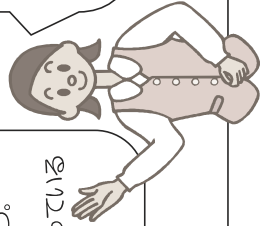
- 子どもたちの話をしっかりと聞いてあげましょう。
- 子どもたちを抱きしめるなどスキンシップを増やしましょう。
- 子どもたちが、遊べるよう工夫しましょう。
- 災害のごっこ遊びや、災害の絵を描いたりすることを禁じないようにしましょう。



これらのことを通して、子どもたちが災害という現実を子どもなりに理解し、それを乗り越えていくための手助けをしてあげることが大切です。

苦痛が長く続き次のように感じるときには、早めに専門家に相談しましょう。

- 緊張感が強い。
- 夜立きがばげしかったり、夜間あまり眠れない。
- 赤ちゃんがえりが激しく、育児に困ってしまう。
- 子どもを育児する人が、このようなことで困っているとき。



保健師や心のケアチームが巡回しています。ひとりで悩まずどんなことでもご相談ください。

連絡欄
健康に関するご相談など、巡回の保健師等に気軽にご相談ください。
() で保健師が健康相談を実施していますのでご相談ください。

熱中症に注意しましょう！

～適切な予防と対策が重要です～



熱中症とは

高温・多湿な環境で体の水分や塩分のバランスがくずれ、体温調節が働かなくなり、体内に熱がたまり、筋肉痛、大量の発汗、吐き気、倦怠感などの症状が現れ、重症になると意識障害が起こります。

避難所のような狭い空間にたくさんの方が集まった場合、屋外だけではなく、室内でも発症する事があります。また、就寝中や夜間にも起こる場合があります。



熱中症にならないために

- **水分補給**：こまめに水分を取りましょう。
(大量の汗をかいた場合は塩分の補給も必要です。) 子どもや高齢者の方、障害がある方はのどの渇きを感じなくても、時間を決めて補給をしましょう。
- **室内環境の調整**：定期的な換気や扇風機を利用して室温を調整し、室温が上がりにくい工夫をしましょう。
- **衣服などの工夫**：通気性、吸湿性、速乾性のある衣服を身につけましょう。

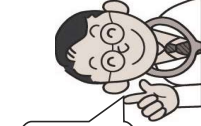


同所冷却剤など熱中症対策グッズを利用して、適切な体温調節をしましょう。
屋外では、日傘、帽子を着用しましょう。



注意とお願い

- 体調の変化に気をつけましょう。
- まわりの人が協力して、水分補給など熱中症予防を呼びかけ合しましょう。
- 子どもや高齢者の方、障害のある方については、周囲の人が注意して見守るようにしましょう。



医療機関・巡回診療情報

連絡欄
健康に関するご相談など、巡回の保健師等に気軽にご相談ください。
() で保健師が健康相談を実施していますのでご相談ください。

(2) 外国人支援リーフレット








「多文化防災ガイド」(発行：愛知県県民文化局社会活動推進課多文化共生推進室、制作：多文化防災推進プロジェクト(多文化防災ネットワーク愛知・名古屋/NPO 法人多文化共生リソースセンター東海)には、日本人と外国人が共に災害を乗り越えるために活用できるツールが紹介されている。

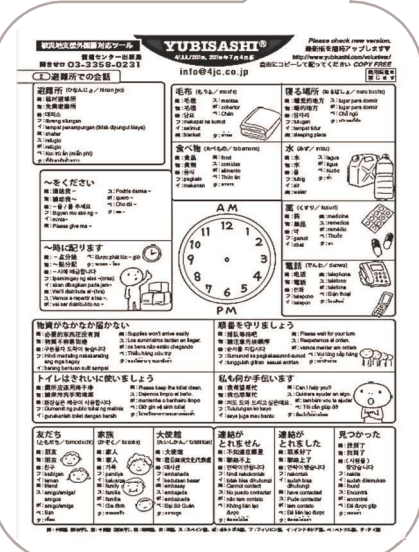
作成例

救護所
けがをなおしてくれるところ (やさしい日本語)
First Aid (英語)
救护站 (中国語：簡体字)
Posto de primeiros-socorros (ポルトガル語)

多文化防災 つかえるツール

■ まなべるツール ①～③ ■ つたえるツール ④～⑥ ■ そなえるツール ⑦～⑩

<p>① 防災チェックガイド 【(公財) 愛知県国際交流協会】</p> <p>災害を多言語(4言語)で紹介。防災研修にも。</p>	<p>② 災害のときの便利ノート 【(公財) かながわ国際交流財団】</p> <p>災害を多言語(11言語)でコンパクトに紹介。</p>	<p>⑦ 災害時多言語表示シート 【(一財) 自治体国際化協会】</p> <p>避難所の掲示物を多言語で作れる。12言語及び「やさしい日本語」に対応。</p> 
<p>③ Safety Tips [観光庁] 外国人観光客向け災害用アプリ。</p> 	<p>④ 愛知県災害多言語支援センター [愛知県] 多言語の災害情報の提供、翻訳、通訳派遣等を行うセンター。大規模災害時に設置される。</p>	<p>④ 食材の絵文字 [(一財) 自治体国際化協会] 食材用のピクトグラム(イラスト)。アレルギー表示等に。</p> <p>⑨ 多言語避難者登録カード [(一財) 自治体国際化協会] 避難者の情報を把握するための多言語のカード。12言語対応。</p>
<p>ボイストラ ⑤ VoiceTra 【(国研) 情報通信研究機構】 多言語音声翻訳アプリ。</p> 	<p>⑥ 災害時支援用指さしシート 【情報センター出版局】 指さして使える大規模災害時のコミュニケーションシート。10言語対応。</p> 	<p>⑩ 災害用コミュニケーション支援ボード 【豊田市】 多言語とイラストで、災害時のコミュニケーションがスムーズにできるボード。</p> 



(一般救援者の注意事項)

見守り必要性チェックリストの使い方

- 1 被災者に声かけをする。役割に応じた適切な情報を提供する。**

被災者と個別に顔を合わせ、接することにより、被災者は救助活動を身近に感じ、安心をもたらすことになる。デマや噂話に注意して責任ある部署からの正確な情報の提供を行うことはそれ自体が救援である。
- 2 見守りが必要か否かは、被災者との接触のときの様子から「気になる」「具合が悪そう」という印象や感覚で、主観的、直感的に判断してよい。**

体の状態にたとえれば、ひどい打撲や骨折の可能性があるけがなどを、受傷者の苦痛の程度や重症感で推測するのと同じようにおこなう。
- 3 今回の災害前に何か事故や災害にあっているか、家族に重大な被害が出ているか、本人または家族が災害弱者であるかは、その後の見守り必要性の重要な要素である。**

事実のレベルは比較的確認しやすい。
- 4 治療中の病気、服薬中の薬があるかの確認をする。**

服薬中断は当然病気の悪化を招く。プライバシーに配慮しておこなう。
- 5 心のケア相談電話や相談所の開設情報などを提供する。**

「こころの」や「精神的な」という言葉は忌避されることも多い。「困りごと、ストレス」という言葉が受け入れやすく、アクセスも容易であろう。
- 6 場合によっては、心理的变化を説明する心理情報提供もありうる。**

心理的応急処置として、不安、いらだち、落ち込み、焦りなどの訴えに対して、「このようなことがあれば、無理も無い」と必ずしも異常なものではないことを説明することが必要なこともある。そのうえで、苦痛が強い時は迷わず、心のケア相談電話、相談所を利用するように伝える。
- 7 チェックリストを記載したら保健所、市町村保健センター、急を要する場合は DPAT に報告を行う。場合によっては助言を得たり、対応を依頼する。**

一人で抱え込まず、周りに相談する。
- 8 救援者自身もこころとからだにダメージを受けることがある。**

参考：愛知県健康福祉部障害福祉課こころの健康推進室、災害時心のケア活動の手引き、平成 27（2015）年 3 月

被災者のこころの健康について、発災直後から避難所等での保健活動で、会話や様子などを観察するとともに、チェックシートによる質問からリスクが高く、継続した関与あるいは専門スタッフへの紹介が必要であることを感じた場合は、専門スタッフとの検討やこころのケアチームとの連携を迅速に進めることが大切です。

3 関係資料

(1) 愛知県災害時保健師活動に関連する要綱・マニュアル等

令和3年3月現在

NO	関連マニュアル等	作成 部局課室名	設置年 最終改正	根拠等	保健活動に関する項目	備考
1	愛知県災害対策本部条例	愛知県防災安全 局	昭和37年12月 令和2年4月改正	災害対策基本法	-	
2	愛知県地域防災計画 (風水害等災害対策計画) (地震・津波災害対策計 画) (原子力災害対策計画)	愛知県防災会議 (愛知県防災安全 局防災部防災危機 管理課事務局)	昭和38年6月 令和2年7月修正	災害対策基本法第40条に基づく地域防災計画	第2編災害予防 第10章避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第3編善応急対策 第6章医療救護・防疫・保健衛生対策、 第9章避難所・要配慮者・帰宅困難者 第2編災害予防 第8章避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第3編善応急対策 第7章医療救護・防疫・保健衛生対策 第10章避難所・要配慮者・帰宅困難者 第4編災害復旧 第4節心身の相談の実施	
3	第3次あいち地震対策アク ションプラン	愛知県防災局防 災危機管理課	平成14年11月 平成30年8月改訂	県地震防災推進条例第9条に基づく行動計画	対策の柱2生活を守る(保健・介護機能を守る、避難所等での生活を守 る)	
4	愛知県災害対策実施要綱	愛知県 防災安全局防災 部災害対策課	昭和55年4月 令和2年5月修正	災害対策基本法、大規模地震対策特別措置 法、愛知県地域防災計画に基づき、県が執る べき措置を定める。	第11節 防疫・保健衛生 第2節 保健衛生 3健康管理 避難所等に保健師、歯科衛生士を配置し、被災者などの健康相談を行う。	非常配備の区分(第3非常配備震度5強以上で災対本部設 置、県職員全員動員)
5	愛知県災害対策本部要綱	愛知県防災安全局 防災部災害対策課	昭和48年6月 令和2年4月	愛知県災害対策本部条例	-	
6	愛知県危機管理推進要綱	愛知県防災安全 局防災部防災危 機管理課	平成18年10月 平成31年4月改定	災害対策基本法 石油コンビナート等災害防止法 武力攻撃事態等における国民保護のための措 置に関する法律 新型インフルエンザ等対策特別措置法	3応急対策の実施 (7)被害等の影響の軽減 ①健康相談の実施 ②心の健康相談の実施	
7	愛知県災害医療調整本部等 設置要綱	愛知県健康福祉 部医務課	平成25年10月 令和2年7月4月改定	愛知県地域防災計画 日本DMAT活動要領 DPAT活動要領	-	地域災害医療対策会議、DMAT・DPAT調整本部の設置等
8	保健医療局における健康危 機管理手引き書	愛知県保健医療 局健康医務部医 業安全課	令和2年7月改定	愛知県保健医療局健康危機管理対策基本指針	3健康危機による被害発生後の健康危機管理対策 (2)災害時要援護者対策 (3)巡回健康相談・健康診断の実施・保健衛生相談窓口の設置 (4)心のケア及びプライバシーの保護	
9	保健所大規模災害時初動活 動マニュアル(旧激震災害 時初動活動マニュアル)	愛知県健康福祉 部総務課	平成21年12月	愛知県災害対策実施要綱	保健医療班(保健係)「避難所生活者に対する保健活動」	第3非常配備で自動発動
10	愛知県庁業務継続計画(愛 知県庁BCP)	愛知県防災安全 局防災危機管理 課	平成21年11月 平成31年4月改定	愛知県地域防災計画 愛知県災害対策実施要綱	・保健師による健康管理(保健活動)の支援・調整に関すること(259) ・マニュアルに基づく応援保健師の強化に関すること(260) ・健康管理(保健活動)に関すること(261)	
11	愛知県地域保健医療計画	愛知県健康福祉 部医療福祉計画 課	昭和62年8月 平成30年3月改定	医療法	第4章災害時医療対策 (地域災害医療対策会議、災害医療コーディネーター、救急医療システム; EMIS、DMAT、DPAT、保健師チーム、災害時保健師活動マニュアル)	

NO	関連マニュアル等	作成 部局課室名	設置年 最終改正	根拠等	保健活動に関する項目	備考
12	愛知県医療救護活動計画	愛知県災害医療協議会（事務局医療課）	平成28年2月25日	「災害対策基本法」の規定による「愛知県地域防災計画」のうちの医療救護活動に関わる事項の個別計画として、また、「医療法」の規定により定めた「愛知県保健医療計画」のうちの「災害医療対策」の実施計画として、県内の医療救護体制を整備することを目的として作成。	7公衆衛生対策 (1) 公衆衛生対策：保健師活動（避難所避難住民・自宅滞在者の健康状況）、DPAT活動、口腔ケア支援、栄養・食生活支援、食品衛生、避難所の衛生指導、防疫、保健衛生	医療機関の役割、情報伝達体制、受け入れ医療救護チーム、公衆衛生対策、災害要援護者対策、応援派遣体制等（医療圏毎に作成）
13	市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル	愛知県健康福祉部地域福祉課	平成26年12月	災害対策基本法	第3条災時における避難行動要支援者名簿の活用 3 避難行動要支援者の安否確認の実施 第6条災時における対応 8 衛生・巡回診療・保健 (1) 各避難所への保健師等の巡回 (4) 生命・身体に配慮を要する避難者への対応	これまで「災害時要援護者」として使われていた用語は、H25.6月災害対策基本法の一部改正により、防災施策において特に配慮を要するもの（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要するもの（避難行動要支援者）とされた。
14	妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン	愛知県健康福祉部児童家庭課	平成28年3月		妊産婦・乳幼児に特化した事前の防災対策や避難所運営のあり方を具体的に考えるための参考資料	愛知県避難所運営マニュアルに記載されている事項よりさらに具体的に配慮を記載。
15	愛知県大規模災害時における栄養・食生活支援活動ガイドライン	愛知県保健医療局健康医療部健康課	令和3年3月	愛知県地域防災計画	「平常時の備え」「災害時の活動」「復興期の支援」について、県庁・保健所・市町村の役割を明記	資料として、管理栄養士・栄養士等派遣要請書、栄養・食生活相談票、避難所食事状況調査票、災害時アクションカード例等を添付。
16	災害時口腔ケア支援活動ハンドブック	愛知県健康福祉部健康対策課	平成24年3月	愛知県地域防災計画（H23.11月） 愛知県災害対策実施要綱（H23.4月） 愛知県地域保健医療計画（H23.3月） 健康福祉部における健康危機管理手引書（H23.4月）等	（フェーズ1～3各県庁、保健所の役割を記載。） ※管内被災の場合に対応する。	資料として、リーフレット、相談票、活動日誌あり。
17	災害時の心のケア活動手引き	愛知県健康福祉部障害福祉課 の健康推進室	平成25年3月 平成31年3月改定	DPAT活動要領（厚生労働省）	（このころの健康推進室・県精神保健福祉センター、保健所、市町村、精神科医療機関毎に役割を明記。）	様式・参考資料として、愛知DPAT派遣可否連絡票、愛知DPAT処方箋、愛知DPATつなぎ票、DPAT携行品リスト、DPAT活動オリエンテーション、用語の解説等。
18	災害時における生活環境安全対策マニュアル	愛知県健康福祉部健康担当高生生活課	平成26年3月		環境衛生対策（トイレ・飲料水・ゴミの衛生管理）、感染症対策、食中毒対策	
19	避難所運営マニュアル （別冊：避難所における新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン）	愛知県防災安全局防災部災害対策課	平成10年3月 平成30年3月改定 （別冊）令和2年7月	災害対策基本法	避難所利用者ご運営側の身体とこころのケア対策	リーフレット集に愛知県災害時保健師活動マニュアル抜粋資料あり
20	被災者生活再建・産業再建支援マニュアル（旧震災後復旧マニュアルH17,18）	愛知県地震対策会議（防災危機管理課事務局）	平成28年3月 平成31年4月修正	愛知県地震防災推進条例	対策分野5 健康支援・こころのケア（被災者への健康支援、心のケア支援活動の強化、学校等における子どもへの健康支援、支援活動従事者の心身の健康管理）	P8応援派遣に関する関連図（5-13） P15保健師災害初動時情報伝達フロー図（5-10） P31例示（5-12） P43避難所の保健活動（5-25） P46保健福祉トリアージ（5-23） P47自宅滞在者の保健活動（5-21） P49仮設住宅の保健活動（5-30）
21	愛知県災害救助の手引き （平成29年度版）	愛知県防災局災害対策課	平成17年3月 平成29年3月	災害救助法		災害救助法適用となった場合の手続き方法（保健師等支援チームの活動については、災害救助法に基づく救助には位置づけられていない。過去の災害では、国との間で個別協議を行い対象とした例あり。東日本、熊本、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風）

(2) 災害協定等（保健活動関係分）

NO	協定名	締結先等	活動内容	所管課・発動部署
1	災害時等の応援に関する協定書（9県1市）	富山県知事、石川県知事、福井県知事、長野県知事、岐阜県知事、静岡県知事、愛知県知事、三重県知事、滋賀県知事、名古屋市長	物資等の提供及びあひびあせんと並びに人員の派遣、避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同啓開等被災県市等の境界付近における必要な措置、被災者等の一時収容のための施設の提供、医療機関による傷病者の受入	災害対策課
2	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（全国知事会）	(中部圏知事会) 富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県、長野県、静岡県、福井県、滋賀県	被災地等における住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋	災害対策課
3	愛知DMATに関する協定	病院、日本赤十字愛知県支部	現場でのトリアージ、救急治療、被災地内での患者搬送及び搬送中の診察等、被災地内での災害拠点病院でのトリアージ、診察等、被災地内での対応困難な重症患者を被災地外へ搬送するための広域搬送拠点臨時施設（SCU）でのトリアージ、救急治療等、重症患者に対する治療等のための被災地外への搬送、現場に活動に係る通信、移動手段、医薬品支給、生活手段の等の確保、行政機関の災害医療調整本部等での医療調整業務等	医務課
4	愛知DPAT（災害派遣精神医療チーム）に関する協定書	一般社団法人愛知県精神科病院協会 国立病院機構東尾張病院、愛知医科大学病院、藤田保健衛生大学病院（藤田医科大学病院）、名古屋立大学病院	損壊した既存の精神科医療機能に対する支援、精神的問題を抱える被災住民への対応、精神疾患を有する被災者への対応、被災者支援を行っている者の心のケア等の支援等	医務課
5	災害救助法に基づく救助に係る委託に関する契約	日本赤十字社愛知支部	医療及び助産の業務等	災害対策課
6	災害用医薬品等の供給に関する協定書	東海歯科用品商協同組合愛知県支部 一般社団法人日本産業・医療ガス協会 愛知県医薬品卸協働組合	医薬品等の供給	保健医療局
7	災害用衛生材料等の供給に関する協定書	中部衛生材料協働組合	災害用衛生材料等（衛生材料、医療機器、関連物品）の確保	保健医療局
8	災害用医療機器等の供給に関する協定書	愛知県医療機器販売業協会	災害用医療機器等（医療機器、関連物品）の確保	保健医療局
9	災害時の医療救護に関する協定書	社団法人愛知県医師会会長	診察、傷病者に対する処置、傷病者の医療機関への搬送要否の判断、死体処理等	医務課
10	災害時の医療救護に関する協定書	一般社団法人愛知県病院協会	診察、傷病者に対する処置及び治療、傷病者の医療機関への搬送、死亡の確認及び肢体の検案等	医務課
11	災害時の医療救護に関する協定書	社団法人愛知県薬剤師会	医薬品等の供給への協力、医薬品等の服薬指導及び医薬品等に関する相談業務への協力、医薬品等の保管・管理への協力	保健医療局
12	災害時の歯科医療救護に関する協定書	社団法人愛知県歯科医師会	診察、傷病者に対する処置、傷病者の医療機関への搬送要否の判断、死体処理等	医務課
13	災害時の柔道整復師救護活動に関する協定書	社団法人愛知県柔道整復師会	救護所又は避難所等において、医療救護班等における医師の監督の下、柔道整復業務を行う	医務課
14	災害時の看護救護活動に関する協定書	公益社団法人愛知県看護協会	傷病者に対する応急看護及び看護、商業者の医療救護施設等及び医療機関への収容等	医務課

参考：愛知県地域防災計画附属資料 第15 条例・災害協定等より抜粋（所管部署は防災安全高把握内容）

(3) 関係法令等 (抜粋)

災害時の公衆衛生活動に関連する法令等

災害対策基本法 (昭和 36 年 11 月 15 日法律第 223 号) 最終改正：平成 30 年 6 月 27 日公布 (平成 30 年法律第 66 号)	
第 1 章 総則	
施策における防災上の配慮等	第 8 条 2 項 15 号 第八条 国及び地方公共団体は、その施策が、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、一体として国土並びに国民の生命、身体及び財産の災害をなくすることに寄与することとなるように意を用いなければならない。 2 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。 十四 被災者の心身の健康の確保、居住の場所の確保その他被災者の保護に関する事項 十五 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者 (以下「要配慮者」という。) に対する防災上必要な措置に関する事項
第 2 章 防災に関する組織 第 4 節 災害時における職員派遣	
地方自治体職員等の派遣のあっせんの要請	第 30 条 第 2 項 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、地方自治法第二百五十二条の十七の規定による職員の派遣について、又は同条の規定による職員の派遣若しくは地方独立行政法人法第二百二十四条第一項の規定による職員 (指定地方公共機関である同法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人 (次条において「特定地方公共機関」という。) の職員に限る。) の派遣についてあっせんを求めることができる。
派遣職員の身分の取り扱い	第 32 条 第 1 項 都道府県又は市町村は、前条又は他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対し、政令で定めるところにより、災害派遣手当を支給することができる。 第 32 条 第 2 項 前項に規定するもののほか、前条の規定により指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関から派遣された職員の身分取扱いに関し必要な事項は、政令で定める。
第 4 章 災害予防 第 3 節 避難行動要支援者名簿の作成等	
避難行動要支援者名簿の作成	第 49 条 第 1 項 10 市町村長 は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの (以下「避難行動要支援者」という。) の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置 (以下「避難支援等」という。) を実施するための基礎とする 名簿 (以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。) を作成しておかなければならない。
第 5 章 災害応急対策 第 4 節 応急措置	
他の市町村長等に対する応援の要求	第 67 条 第 1 項 市町村長等 は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、 他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。 この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。 第 67 条 第 2 項 前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

都道府県知事等に対する応援の要求	第 68 条第 1 項 市町村長等 は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、 都道府県知事等に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。 この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。
都道府県知事の指示等	第 72 条 都道府県知事 は、当該都道府県の区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため特に必要があると認めるときは、 市町村長に対し、応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村長を応援すべきことを指示することができる。 2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の実施する災害応急対策（応急措置を除く。以下この項において同じ。）が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めることができる。 3 前二項の規定による都道府県知事の指示又は要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。
都道府県知事による応援の要求	第 74 条第 1 項 都道府県知事等 は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、 他の都道府県の都道府県知事等に対し、応援を求めることができる。 この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。 第 74 条第 2 項 都道府県知事 は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、第 72 条第 1 項の規定による指示又は同条第 2 項の規定による要求のみによっては当該都道府県の区域内の市町村の実施する災害応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、 他の都道府県知事に対し、当該災害が発生した市町村の市町村長（次項及び次条において「災害発生市町村長」という。）を応援することを求めることができる。 2 前項の規定による要求を受けた都道府県知事は、当該要求に応じ応援をする場合において、災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長に対し、当該災害発生市町村長を応援することを求めることができる。 3 前二項の規定による都道府県知事の要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。

災害救助法（昭和 22 年 10 月 18 日法律第 118 号） 最終改正：平成 30 年 6 月 15 日公布（平成 30 年法律第 52 号）	
救助の種類等	第 4 条 救助の種類は、次のとおりとする。 一 避難所及び応急仮設住宅の供与 二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 四 医療及び助産 五 被災者の救出 六 被災した住宅の応急修理 七 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 八 学用品の給与 九 埋葬 十 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

応援の指示	第 14 条 内閣総理大臣は、都道府県知事等が行う救助について、他の都道府県知事等に対し、その応援をすべきことを指示することができる。
費用の支弁	第 18 条 第四条の規定による救助に要する費用（救助の事務を行うのに必要な費用を含む。）は、救助を行った都道府県知事等の統括する都道府県等が、これを支弁する。
費用の求償	第 20 条 都道府県等は、他の都道府県等の都道府県知事等により行われた救助につき行った応援のため支弁した費用について、当該他の都道府県等に対して、求償することができる。

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）

最終改正：令和 2 年 6 月 24 日法律第 62 号

職員の派遣	<p>第 252 条の 17 普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員は、法律に特別の定めがあるものを除くほか、当該普通地方公共団体の事務の処理のため特別の必要があると認めるときは、他の普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員に対し、当該普通地方公共団体の職員の派遣を求めることができる。</p> <p>2 前項の規定による求めに応じて派遣される職員は、派遣を受けた普通地方公共団体の職員の身分をあわせ有することとなるものとし、その給料、手当（退職手当を除く。）及び旅費は、当該職員の派遣を受けた普通地方公共団体の負担とし、退職手当及び退職年金又は退職一時金は、当該職員の派遣をした普通地方公共団体の負担とする。ただし、当該派遣が長期間にわたることその他の特別の事情があるときは、当該職員の派遣を求める普通地方公共団体及びその求めに応じて当該職員の派遣をしようとする普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員の協議により、当該派遣の趣旨に照らして必要な範囲内において、当該職員の派遣を求める普通地方公共団体が当該職員の退職手当の全部又は一部を負担することとすることができる。</p>
-------	---

防災基本計画（昭和 38 年 6 月制定）

最終改正：令和 2 年 5 月 29 日

<p>第 2 編 各災害に共通する対策編</p> <p>第 2 章 災害応急対策</p> <p>第 8 節 保健衛生、防疫、遺体対策に関する活動</p>	<p>指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。また、大規模な災害により多数の死者が生じた場合には、遺体対策を遅滞なく進める。</p> <p>1 保健衛生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国（厚生労働省）及び地方公共団体は、被災地、特に指定避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。 ・ 特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。 ・ 市町村（都道府県）は、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。 <p>2 防疫活動（一部附帯）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国（厚生労働省）は、必要に応じ、又は被災地方公共団体の要請に基づき、公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の応援派遣計画の作成など保健衛生活動の調整を行うものとする。 ・ 国（厚生労働省、環境省）は、必要に応じ、又は被災地方公共団体の要請に基づきの他の地方公共団体からの協力確保等必要な調整を行うものとする。
--	---

【第 2 編 災害応急対策 第 2 章 保健医療に係る対策】

<p>第 5 節 公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等による健康管理</p>	<p>第 2 被災者への健康管理活動</p> <p>1 被災都道府県・市町村は、以下により、被災者の健康管理を行う。</p> <p>(1) 公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等により、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導等をいう。以下同じ。）を行うこと。</p> <p>(2) 保健所等において、保健師等が収集した被災者の健康管理に関するニーズ等の情報 第 2 編 災害応急対策 第 2 章 保健医療に係る対策 39 の整理及び分析を行うこと。</p> <p>(3) 保健所等において、被災都道府県・市町村以外の都道府県及び市町村から被災都道府県・市町村に派遣されて支援に当たる救護班等の指揮及び救護班等の支援に関する 必要な調整を行うこと。</p> <p>(4) 被害状況等を踏まえ、保健所等において、(2) 及び (3) を行うことが困難であると判断される場合には、当該保健所等を支援するため、管内の公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等を当該保健所等に応援・派遣すること。</p> <p>(5) 健康管理に関する業務を担当している部局は、食料調達に関する業務を担当している部局と連携しつつ、管理栄養士等により、被災者に対する食事の確保及び食事制限のある被災者に対するニーズに応じた配食に努めること。</p> <p>(6) 被害が甚大で避難生活が長期化する場合や避難所が多数設置されている場合等、被災者の健康管理を計画的・組織的に行うことが必要と見込まれる場合には、被災者の健康管理のための実施計画の策定等により、計画的な対応を行うこと。</p> <p>(7) 避難所等で生活する妊産婦及び乳幼児並びに被災した子どもたちに対する心身の健康管理の支援の留意点について、被災地で専門的な支援に当たる保健師、助産師、看護師等に対して周知すること。</p> <p>(8) 医療機関から、支援が必要な妊産婦についての情報提供を受けた場合には、当該妊産婦に対し、妊産婦が利用できる施設や車中泊を行うことに伴う健康上の危険性について情報提供を行うこと。</p> <p>2 被災者の避難先である市町村は、当該被災者から申出があった場合には、住民票の異動の有無にかかわらず、当該被災者の罹災状況等を勘案し、母子健康手帳の交付、妊産婦及び乳幼児に対する健康診査等の各種母子保健サービスが適切に提供されるよう配慮する。</p>
<p>第 6 節 公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等による健康管理</p>	<p>第 3 公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の応援・派遣受入（一部抜粋）</p> <p>3 厚生労働省健康局は、被災都道府県からの公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の応援・派遣要請数を確認し、被災都道府県以外の都道府県との調整を行うほか、被災都道府県・市町村の行う被災者の健康管理に関し、必要な助言及びその他の支援を行う。ただし、緊急を要する場合は、被災都道府県からの要請を待たずに被災都道府県以外の都道府県に対し、公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の応援、派遣等を求めた上で、被災都道府県に対し、その旨を通知する。</p>

<p>五 地域における健康危機管理体制の確保</p>	<p>地域住民が安心して暮らせるためには、地域における健康危機管理体制を確保することが重要である。このため、国、都道府県及び市町村は、次のような取組を行うことが必要である。</p>
----------------------------	--